

福岡県アレルギー疾患対策推進計画 改定の方方向性及び骨子案について

令和5年度第1回

福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

令和5年7月4日

- 1 計画策定の経緯 ……1P
- 2 アレルギー疾患対策基本法 ……2P
- 3 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 ……3P
- 4 アレルギー疾患対策基本指針改正のポイント ……4P
- 5 基本法及び基本方針と県計画の対応 ……5P
- 6 計画改定の方角性 ……6P
- 7 計画骨子案 ……7~10P
- 8 今後の計画見直しスケジュール ……11P

計画策定の経緯

＜背景＞○国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、患者数は増加傾向にある。
○平成27年12月「アレルギー疾患対策基本法」が施行。

法律の概要

◆ 基本理念

- (1) アレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図る
- (2) 居住地にかかわらず、等しく適切なアレルギー疾患に係る医療を受けることができるようにする
- (3) 適切な情報を入手できる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備
- (4) アレルギー疾患に係る研究の推進並びに研究等の成果の普及・活用・発展

◆ **第13条** 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、アレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

○「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」平成29年3月策定
⇒令和4年3月一部改正 ※少なくとも5年ごとに見直し

拠点病院((独)国立病院機構福岡病院、平成31年4月指定)を中心として、基本法及び基本指針に基づき、本県のアレルギー疾患対策を推進するため

令和2年3月 現行計画(令和5年度までの4年間)を策定

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない

主な基本的施策

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

2) 医療の均てん化の促進等

- ・専門的な知識及び技能を有する医師
その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

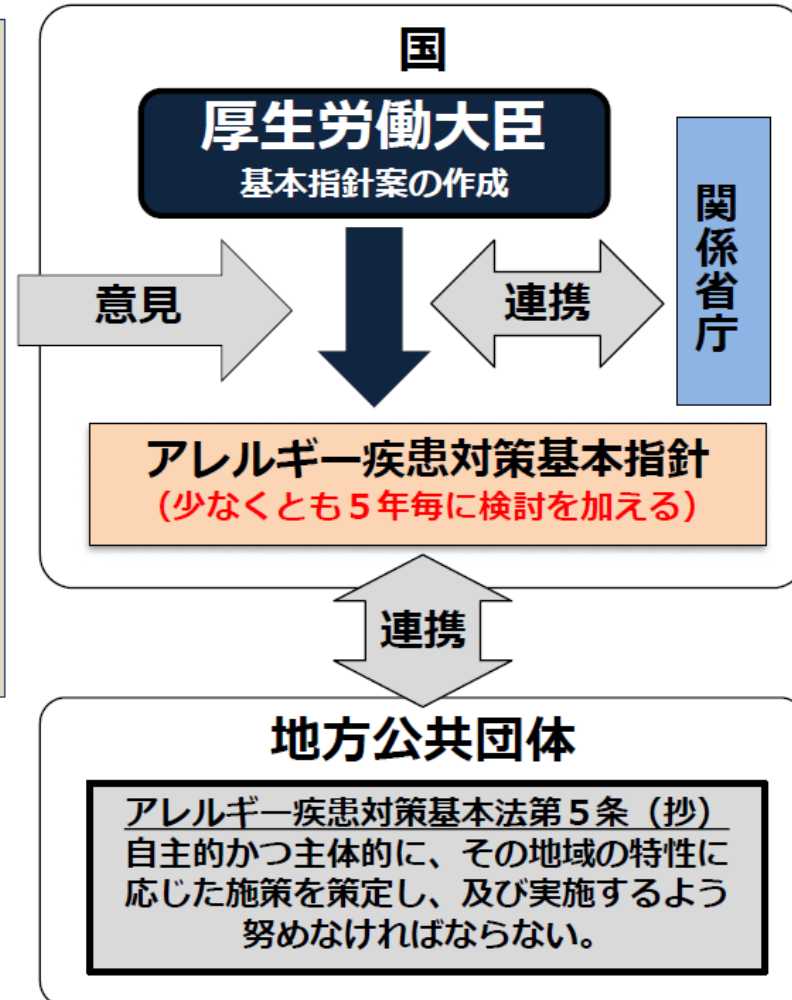
3) 生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る
職種の育成
- ・関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の
促進と、その成果の活用

アレルギー疾患対策推進協議会



アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第76号 令和4年3月一部改正)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・居住地域や年代に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・中心拠点病院等の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等の地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備

四. 調査及び研究に関する事項

- ・「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいた疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の推進

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・災害時の対応
- ・必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
(例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。)
- ・本基本指針の見直し及び定期報告

アレルギー疾患対策基本指針改正のポイント

事項	項目	改正の概要
第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、 <u>アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。</u>
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。</u> ○ <u>外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。</u>
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○ <u>専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「歯科医師」「管理栄養士」を明記する。</u> ○ <u>「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。</u> ○ <u>都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。</u>
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	○ <u>免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。</u> ○ <u>長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。</u>
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○ <u>国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。</u> ○ <u>地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。</u>

基本法及び基本指針と県計画の対応

現計画の施策の柱は国の「基本法」及び「基本指針」の各事項に合致している。
基本指針改正後も各事項に変更はないため、次期計画の施策の柱については変更しない。

条文	基本法	事項	基本指針 (旧)	基本指針 (新)	県計画
第3条	基本理念	第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	同 左	第1章 計画の基本方針 第2章 アレルギー疾患を取り巻く現状と課題
第14条 第15条	重症化の予防及び症状の軽減 ・知識の普及等 ・生活環境の改善	第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	同 左	第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策 【施策の柱1】 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防
第16条 第17条	医療の均てん化の促進等 ・専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成 ・医療機関の整備等	第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	同 左	【施策の柱2】 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保
第18条	生活の質の維持向上 ・その他アレルギー疾患医療に係る職種の育成 ・関係機関の連絡協力体制の整備 ・国民全体への情報提供体制の整備	第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	同 左	【施策の柱3】 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上
第19条	研究の推進等 ・アレルギー疾患の本態解明 ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進と、その成果の活用	第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	同 左	

地方公共団体が行う基本的施策

法第20条⇒地方公共団体は、(中略)第14条から第18条までに規定する施策を講ずるようにつとめなければならない。

計画改定の方角性

1 施策の柱について

現計画の施策の柱は国の「基本法」及び「基本指針」の各事項に合致しているため、次期計画の施策の柱については変更しない。

2 本県の取組について

国の基本指針の改正に対応した取組を行う。

3 計画期間

令和6年度～令和11年度までの6年間とする。

ただし、必要がある場合は、策定から6年を経過する前であっても見直しについて検討を行う。

第2期福岡県アレルギー疾患対策推進計画 骨子案(全体版)

本県では、施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、アレルギー疾患対策を総合的に推進していきます。

施策の柱1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

施策1 アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供

- ①一元的な情報の提供<継続>
【目標】
アレルギー疾患に対する情報提供の年間アクセス数
- ②アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発<新規>

施策2 生活環境の改善

- ①大気環境の情報提供<継続>
- ②大気汚染の防止<継続>
- ③花粉症対策<継続>
- ④アレルギー物質を含む食品表示の充実<継続>
- ⑤受動喫煙の防止<継続>

施策の柱2 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

施策1 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

- ①アレルギー疾患医療拠点病院の整備<継続>
- ②アレルギー疾患診療連携体制の構築<継続>
- ③アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供<継続>

施策2 アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成<継続>

【目標】
医療従事者研修会の参加者数

施策の柱3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

施策1 アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成<継続>

施策2 アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保<継続>

施策3 相談体制の充実<継続>

施策4 災害時の対応<新規>

災害時の対応は、現計画では施策3に記載があるが、改訂に当たっては施策4として単独で記載の上、取組を追加

施策の柱1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

施策1 アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供

- ①一元的な情報の提供<継続>
- ②アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発<新規>

主な取組

- 県ホームページによる情報提供(手引き、パンフレット、講習会、アレルギーポータル等の関連サイト)
- 福岡病院アレルギーセンターのホームページによる情報提供(アレルギー疾患に関する情報、コロナワクチン接種Q&A情報、スキンケア方法の解説、医療機関情報検索、相談窓口、食物アレルギーレシピ)
- 小学生対象アレルギー教室
- スキンケア教室、市民公開講座
- 乳児のスキンケアリーフレットの作成・配布

施策2 生活環境の改善

- ①大気環境の情報提供<継続>
- ②大気汚染の防止<継続>
- ③花粉症対策<継続>
- ④アレルギー物質を含む食品表示の充実<継続>
- ⑤受動喫煙の防止<継続>

主な取組

- 観測所での大気汚染の監視及びデータの公開、光化学オキシダントやPM2.5の注意喚起及び「県公式LINEアカウント」等での情報発信 ⇒ 環境保全課
- 花粉症対策品種(少花粉スギ)の生産及び県独自補助による植栽の促進 ⇒ 林業振興課
- 県医師会が実施する「福岡県花粉情報システム事業」(花粉の測定及び患者数の観測を行い、拠点病院で分析した情報を公開)への補助
- 食品関係営業施設等に対する監視指導や食品の適正表示の指導(各保健福祉(環境)事務所)、食品表示制度の普及、不良食品の回収の促進 ⇒ 生活衛生課
- 改正健康増進法の内容についての県ホームページやチラシ等による情報提供、違反の通報等に対する指導や立入検査の実施による受動喫煙の防止 ⇒ 健康増進課

施策の柱2 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

施策1 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

- ①アレルギー疾患医療拠点病院の整備<継続>
- ②アレルギー疾患診療連携体制の構築<継続>
- ③アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供<継続>

主な取組

- 福岡病院を拠点病院に指定(H31. 4. 1~)
- アレルギー疾患の診療が可能な医療機関情報検索システム(福岡病院アレルギーセンターホームページで公開)

施策2 アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成<継続>

主な取組

- 福岡県アレルギー講習会(対象:医師、薬剤師、看護師、助産師、栄養士、保健師等)
- アレルギー領域での医師、看護師、薬剤師、栄養士を対象としたスキルアップのための診療見学

施策の柱3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

施策1 アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成<継続>

主な取組

- <再掲>福岡県アレルギー講習会(対象:医師、薬剤師、看護師、助産師、栄養士、保健師等)

施策2 アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保<継続>

主な取組

- 児童福祉施設等職員向けアレルギー研修会(対象:児童福祉施設、障がい児支援施設等の職員)
- 福岡県保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応)(認可保育施設等保育従事者)
→子育て支援課
- 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 →教育庁体育スポーツ健康課
- 学校・保育所等へのエピペン講習(講師派遣・DVD貸し出し・講師登録制度)

施策3 相談体制の充実<継続>

主な取組

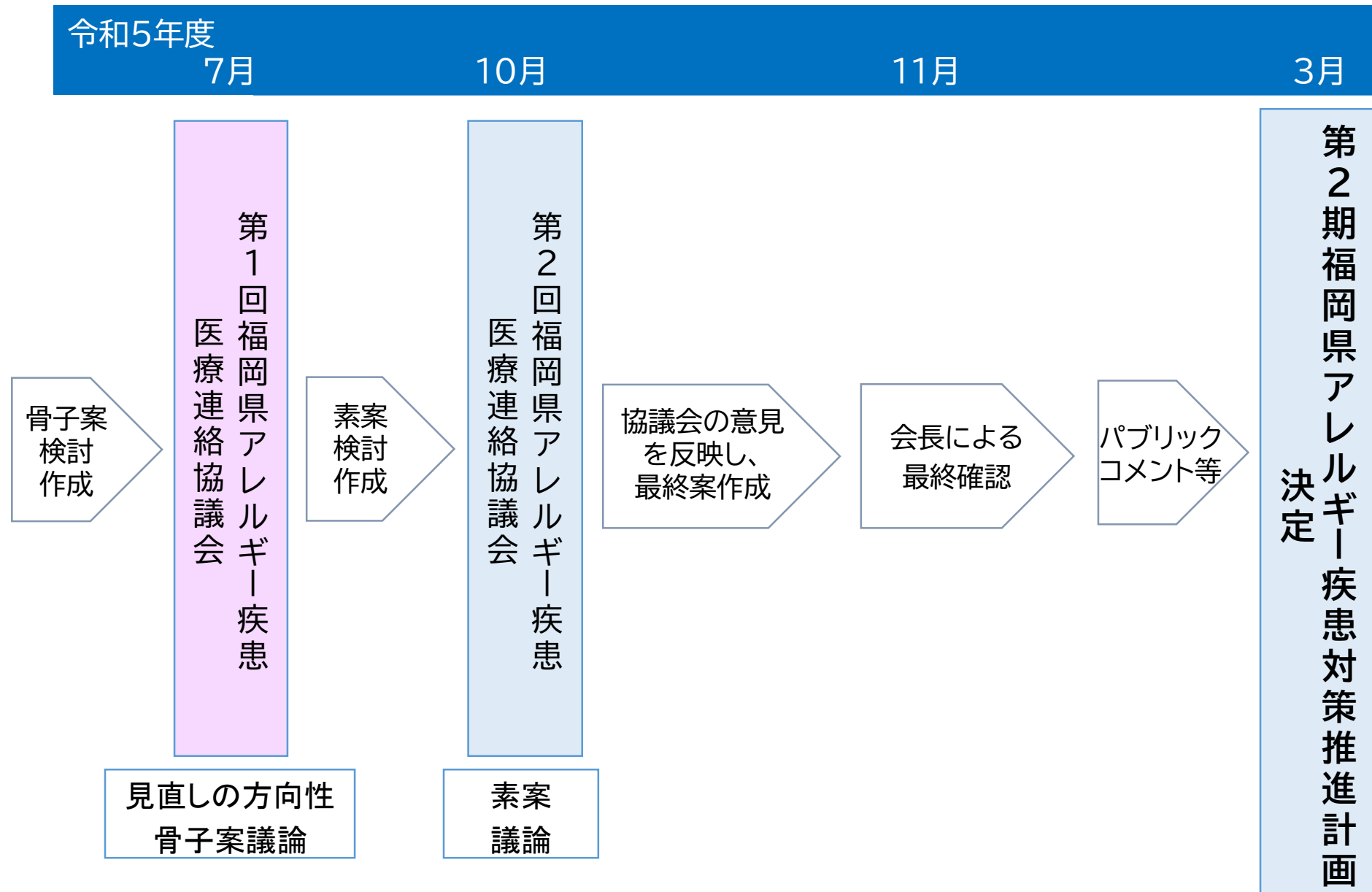
- 福岡県アレルギー相談窓口(福岡病院アレルギーセンターに設置)

施策4 災害時の対応<新規>

主な取組

- 災害時の対応、平時における備え、避難所運営に関して、県ホームページにて情報提供(パンフレット、マニュアル、アレルギーポータル等の関連サイト)

福岡県アレルギー疾患対策推進計画の改定スケジュール



※現時点でのスケジュールであり、変更もあり得る